



離婚したときの手続

2026年6月作成

港南区役所

◇離婚したときの区役所での主な手続のご案内です
◇各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください

手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
離婚届を提出する	離婚届(協議離婚) ▽届出書には、成年の証人2人の署名が必要です※2	<input type="checkbox"/> 本人確認資料※1 <input type="checkbox"/> 離婚届(離婚する双方の署名があるもの)※2 ※未成年のお子様がいる場合は、親権者の定め及び親権についての夫妻の合意も必要です。	2階 20番 戸籍課 戸籍担当 847-8331
	離婚届 (調停離婚または裁判離婚) ▽申立てを行った夫または妻が、和解・調停成立、認諾または裁判確定の日から10日以内に離婚届を提出してください。	<input type="checkbox"/> 離婚届(届出人の署名のあるもの)※2 <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本(調停離婚)または 裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚)	
離婚後も姓を変えず、結婚中の姓を使いたい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 ▽離婚届と同時に、または離婚の日から3か月以内に提出してください。	<input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届 (本人の署名があるもの)※2	
▽離婚に伴って住所を異動する場合は、「引っ越しの手続」をご覧ください。			2階 21番 戸籍課 登録担当 847-8335
離婚した夫婦の住民票を別世帯にする	住民異動届(世帯分離)	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1	
離婚により扶養関係に変更がある場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
厚生年金加入者の被扶養配偶者(3号)であった方	国民年金被保険者資格取得・異動届(申出書)	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料※1	2階 26番 保険年金課国民年金係 847-8421
配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市国民健康保険に加入する場合	国民健康保険資格取得届	<input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料※1	2階 24番 保険年金課保険係 847-8425
離婚により氏名変更した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている(姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印鑑登録申請が必要です。詳細はお問い合わせください。		2階 21番 戸籍課 登録担当 847-8335
マイナンバーカードを持っている(氏名変更の場合)	表面記載事項変更届 ▽届出は、本人又は同一世帯員でなければ行うことができません。マイナンバーカードについては4桁の暗証番号の入力をお願いします。	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
e-Tax等の電子申請を利用している(マイナンバーカード)	氏名変更によりマイナンバーカードの署名用電子証明書は失効します。引き続きe-Tax等の電子申請を利用される方は、署名用電子証明書の新規発行の手続が必要です。		
国民年金に加入している(まだ受給していない)	原則、届出の必要はありません。※3 (免除については、お問い合わせください。)		2階 26番 保険年金課 国民年金係 847-8421
国民年金を受給している	年金受給権者氏名変更届※3 ▽届出先は年金事務所です(届出用紙は区役所にあります。)		
右欄の資格確認書、手帳、受給者証等を持っている場合には、氏名変更届がそれぞれ必要です	横浜市国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証		2階 24番 保険年金課保険係 847-8425
	後期高齢者医療資格確認書、重度障害者医療証		2階 23番 保険年金課給付担当 847-8423
	身体障害者手帳 [◎] 、療育手帳 [◎] 、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)／(更生医療)障害福祉サービス受給者証 [◎] ▽◎印について対象者が18歳未満の場合は、4階40番こども家庭支援課847-8457です		4階 41番 高齢・障害支援課 847-8459
	特定医療費(指定難病)受給者証		4階 41番 高齢・障害支援課 847-8454
	小児慢性特定疾病医療受給者証、育成医療受給者証		4階 40番 こども家庭支援課 847-8410
医師、看護師、薬剤師、調理師等の免許証を持っている	籍訂正・免許証書換交付申請、名簿訂正申請	お問い合わせください。	5階 52番 生活衛生課食品衛生係 847-8442
予防接種券を持っている	手続は必要ありません。氏名・住所が印字された予診票をお持ちの方は、二重線で修正の上、対象年齢期間中であれば、横浜市民に限り、そのままお使いいただけます。		5階 53番 福祉保健課健康づくり係 847-8438
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	お問い合わせください。	5階 51番 生活衛生課環境衛生係 847-8445
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1	3階 3番 税務課 847-8356

【裏面に続く】

子どもがいる方が離婚した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
▽離婚届を出しただけでは子どもの戸籍は異動しません(氏は変更しません)。子どもの戸籍の異動・氏の変更については、届出の際に担当窓口にお問い合わせください。			2階 20番 戸籍課戸籍担当 847-8331
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する(ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	□小児医療証 □新しい健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)	2階 23番 保険年金課 給付担当 847-8423
母子・父子家庭になった場合(所得があり市民税・県民税が課税されている方)	ひとり親控除の申告	▽給与等の支払元での手続き(例:年末調整等)となります。詳細な手続きについては支払元にご確認ください。	3階 31番 税務課 847-8351
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続	□請求者名義の銀行預金通帳(口座が分かるもの) □請求者の健康保険証の写し(私立学校教職員共済組合を除く、各種共済組合員の方) ^{※5} □マイナンバーが分かるもの ▽別途必要な書類を案内する場合があります。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8410
特別児童扶養手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続		
母子・父子家庭になった場合(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度の障害のある児童または20歳未満で中等度の障害のある児童を養育している父または母)	児童扶養手当の請求(所得制限があります)	家庭状況により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8457
子どもを保育所や幼稚園に預けている、または申請中	認定変更手続(世帯・保護者等の変更)	状況によって異なりますのでお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8498
母子・父子家庭になった場合 ^{※4} (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父又は母。右の各行政サービスを受けるには保護者等の所得制限があります)	ひとり親家庭等医療費助成の申請(対象者には横浜市 親 福祉医療証が交付されます)	家庭状況により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。 『横浜市 親 福祉医療証』が交付された世帯は水道料金等基本料金相当額減免及び粗大ごみ処理手数料減免制度の対象となります。	2階 23番 保険年金課 給付担当 847-8423
	水道料金等基本料金相当額減免申請 ▽水道料金の詳細については水道局お客さまサービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。 粗大ごみ処理手数料減免申請 粗大ごみ受付センター(一般加入電話など0570-200-530、携帯電話など330-3953)にお問い合わせください。		
福祉保健に関することを相談したい	暮らしのこと、子どものこと等について、社会福祉職と保健師が総合的に相談に応じます。		4階 40番 こども家庭支援課 847-8457
ひとり親家庭等への「修学資金」などの貸付けを受けたい	母子父子寡婦福祉資金	詳細はお問い合わせください。	
地域の民生委員・児童委員に相談したい	お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員が、生活上の悩みや子どもの問題について相談に応じています。		5階 50番 福祉保健課 運営企画係 847-8432

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード。その他については、電話等で必ず確認してください。

※2 令和3年9月より、離婚届への押印は任意になりました。

※3 日本年金機構に個人番号が登録されている方は、届出を省略できます。

※4 先に4階40番 こども家庭支援課(847-8457)で児童扶養手当についてお問い合わせください。

被爆者健康手帳・被爆者のこども健康診断受診者証等を持っている方は、5階53番 健康づくり係(847-8438)にお問い合わせください。

※5 各種共済組合員証(保険証)の例:日本郵政共済組合員証、文部科学省共済組合員証(大学支部に限る)等

区役所以外の主な手続

国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養認定手続等)については、勤務先や年金事務所または全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。

■氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問合せ先	項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など	預貯金	預入金融機関
電話(NTT、市外電話サービス)	NTT東日本(116、0120-116-000)、市外電話サービス業者	パスポート	パスポートセンター(222-0022) センター南パスポートセンター(507-4414)
NHK受信契約	0120-151515	運転免許証	最寄りの警察署 (港南区は港南警察署842-0110)
クレジットカード	クレジット会社	自動車	関東運輸局神奈川運輸支局(050-5540-2035)、 軽自動車検査協会(050-3816-3118)、 自動車保険は加入保険会社
生命保険	各生命保険会社		
不動産	地方方法務局(港南区は栄出張所(895-3071))		
株式	会社、信託銀行、証券会社等		

▽手続の際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続は各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。